

Weekly Report

第679号
令和4年12月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和5年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業向け設備投資税制の見直し等……*投資販促税制及び経営強化税制について、対象資産を一部除外(一定のコインランドリー設備など)した上で2年延長、*防災・減災投資促進税制について、対象資産に耐震装置を追加等した上で2年延長、*先端設備等導入計画に基づき導入した一定の設備について、固定資産税の課税標準を3年間1/2(一定の場合は最大5年間1/3)とする特例を講じます。

◎インボイス制度に係る見直し……令和5年10月からのインボイス制度について、*免税事業者がインボイス発行事業者(課税事業者)になった場合に、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とする軽減措置を3年間講じる、*基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者等が行う課税仕入れが1万円未満の場合は、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置を6年間講じる、などの見直しを行います。

◎電子帳簿等保存制度の見直し……*電子取引データに係る保存制度について、出力した書面等による保存も認めらる宥恕措置は適用期限(令和5年

末)で廃止しますが、令和6年以降は要件に従って保存をすることができない相当の理由がある事業者に対する猶予措置を講じるほか、一定要件のもと検索要件を不要とする措置の対象者を売上高5千万円以下の事業者等に拡大する、*スキャナ保存制度について、令和6年から解像度、階調、大きさに関する情報の保存要件を廃止する、などの見直しを行います。

◎防衛力強化に係る財源確保のための措置(法人税の部分)……令和6年以降の適切な時期(未定)から、法人税額(500万円超の部分)に対して税率4~4.5%の新たな付加税を課します。

一定の財産を保有する方は調書の提出をその年の12月末時点で5千万円超の国外残財産を保有している方は「国外財産調書」、その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(有価証券等)を有する方は「財産債務調書」を、その年の翌年3月15日までに所轄税務署長へ提出する必要があります。

なお、これらの調書は令和5年分から提出期限が「その年の翌年6月30日」になるほか、調書の記載を簡略化できる範囲が拡大します。また、財産債務調書の提出義務者に「その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方(所得基準なし)」が加わります。

★★★1月のチェックポイント★★★

※今年も新型コロナ、インフルエンザの感染に留意しつつ営業計画・資金繰り対策を行います。

※年末調整の結果による過不足を精算した後の源泉所得税の納付期限は1月10日(火)です。

※納期の特例適用者の源泉所得税(7月~12月分)の納付期限は1月20日(金)です。

※給与計算の前に「扶養控除等申告書」を受理し、チェックのうえ源泉徴収簿等に各事項を転記。

※「法定調書」「給与支払報告書」「償却資産申告書」の提出は1月31日(火)です。